第十四条に次の二項を加える。

16　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（車両総重量三・五トン未満のものに限る。以下この項において同じ。）であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年八月三十一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年九月一日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年八月三十一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年八月三十一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

17　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第四項第二号及び第九十九条第四項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十一条第四項第二号及び第九十九条第四項第二号の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（車両総重量二・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成三十年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年九月一日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

第十五条第二十五項中「かかわらず、」の下に「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第一号）及び」を、「改正前の保安基準第十八条第五項並びに」の下に「細目告示」を加え、同条に次の四項を加える。

26　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第八項及び第百条第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十二条第八項及び第百条第八項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（車両総重量三・五トン未満のものに限る。以下この項において同じ。）であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年八月三十一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年九月一日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年八月三十一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年八月三十一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

27　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第九項及び第百条第十項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十二条第九項及び第百条第十項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（車両総重量二・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成三十年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年九月一日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車